

2026

第1編 教育行政

I 教育委員会

1 北九州市教育委員会

北九州市教育委員会は、教育長と5人の委員をもって組織している。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が、市議会の同意を得て、任命する。任期は3年。教育委員会の構成員かつ代表者として会務を総理し、合議体の意思決定に基づき事務を執行する。

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が市議会の同意を得て任命する。任期は4年。

また、教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置いている。

2 教育長・教育委員（令和8年8月1日現在）



教 育 長
太田 清治
(令和7年4月1日就任)



委員（教育長職務代理者）
清成 真
(令和6年4月1日就任)



委 員
郷田 郁子
(令和3年10月9日就任)



委 員
香月 きょう子
(令和5年7月1日就任)



委 員
中島 良
(令和5年7月1日就任)



委 員
河野 智文
(令和8年7月9日就任)

3 教育委員会付議事件（令和7年度）

令和7年度は教育委員会会議が20回開催され、50議案をはじめ、教育に関する重要事項について活発な審議がなされた。

〔4月10日〕

議案第57号 〔令和6年度付議議案の継続審議〕『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について

その他報告① 令和7年2月北九州市議会定例会の概要について

その他報告② 陳情第5号『学力最下位都市脱出について』

その他報告③ 陳情第16号『小倉南特別支援学校の教育環境整備について』

〔4月24日〕

議案第1号 北九州市学校給食審議会委員の委嘱について

議案第2号 北九州市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

〔5月8日〕

議案第3号 北九州市社会教育委員の委嘱について

議案第4号 北九州市教職員身体検査審議会委員の委嘱又は任命について

議案第5号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

議案第6号 2026年度（令和8年度）使用教科用図書の採択基準及び選定資料、採択方針について

その他報告① 請願第2号『学校給食の無償化を求める請願について』

その他報告② 陳情第6号『不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について』

その他報告③ 『北九州市子ども読書プラン第5次子ども読書活動推進計画』の策定について

その他報告④ 学びの多様化学校の設置について

〔5月22日〕

議案第7号 北九州市立図書館協議会委員の任命について

議案第8号 思永中学校温水プール管理規則の一部改正について

議案第9号 北九州市部活動地域展開推進計画の策定について

議案第10号 北九州市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

議案第11号 令和7年6月北九州市議会定例会への提出議案について

その他報告① 『北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の改訂および『北九州市地域クラブ活動認定要綱』の策定について

〔6月26日〕

協議① 2026年度（令和8年度）に北九州市立特別支援学校・学級で使用する附則9条本及び高等学校で使用する教科用図書の採択に向けての進捗状況について

協議② いじめ重大事態の調査結果の報告について

協議③ 人事について

その他報告① 令和7年6月北九州市議会定例会の概要について

その他報告② 『令和7年度 学校における医療安全に関する研修会』について

〔7月10日〕

議案第12号 令和8年度に北九州市立特別支援学校・学級で使用する附則9条本及び北九州市立高等学校で使用する教科用図書の採択について

議案第13号 いじめ重大事態の調査結果の報告について

〔7月24日〕

議案第14号 北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について

議案第15号 北九州市子ども読書活動推進会議委員の任命について

議案第16号 北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

その他報告① 思永中学校温水プールの指定管理者の募集について

その他報告② 『北九州市いじめ防止基本方針』の改定について

〔8月7日〕

議案第17号 博物館協議会委員の任命について
議案第18号 北九州市学校給食審議会委員の委嘱について

〔8月21日〕

議案第19号 北九州市社会教育委員の委嘱について
議案第20号 北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について
議案第21号 通学区域の変更について
議案第22号 令和7年9月北九州市議会定例会への提出議案について
協議① 『北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）』の素案について
その他報告① 第1回北九州市立「学びの多様化学校」設置に係る検討会議の報告及び第2回の開催について
その他報告② 令和7年度指定管理者の評価結果について

〔9月25日〕

議案第23号 北九州市学校給食審議会委員の委嘱について
議案第24号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
議案第25号 人事について
議案第26号 人事について
その他報告① 令和6年度北九州市立図書館の運営に関する評価について
その他報告② いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査に係る市長からの通知について

〔10月9日〕

その他報告① 令和7年度教育委員会X方針について

〔10月23日〕

議案第27号 北九州市文化財保護条例施行規則の一部改正等について
議案第28号 北九州市文化財保護審議会委員の委嘱について
その他報告① 次期生涯学習推進計画の策定について
その他報告② 令和7年9月北九州市議会定例会の概要について
その他報告③ 北九州市立思永中学校温水プールの指定管理者候補の選定について

その他報告④ 陳情第40号『英検3級程度の対外資格を取得した市民およびその親権者に対し市長賞を授与することに関する決議』について

〔11月6日〕

協議① 人事について

〔11月18日〕

議案第29号 令和7年12月北九州市議会定例会への提出議案について
議案第30号 人事について
その他報告① 北九州市立「学びの多様化学校」基本計画案及び第2回北九州市立「学びの多様化学校」設置に係る検討会議の報告について
その他報告② 新たな時代の教育デザインの構築について

〔12月11日〕

議案第31号 北九州市立図書館協議会委員の任命について
その他報告① 多様性を尊重した教育環境の整備について

〔12月22日〕

議案第32号 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について
議案第33号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
その他報告① 多様性を尊重した教育環境の整備について

〔1月15日〕

議案第34号 北九州市立学校 学校運営協議会規則の一部改正について
その他報告① 令和7年12月北九州市議会定例会の概要について
その他報告② 北九州市の学校給食における取組について
その他報告③ 陳情第61号『北九州市立学校におけるムスリム食を含む全ての宗教対応給食の導入禁止についての陳情』について

- その他報告④ 陳情第66号『北九州市の公立学校でハラル食が実施されることについての陳情』について
- その他報告⑤ 北九州市立高等学校の入試について
- その他報告⑥ 北九州市立高等学校の施設について
- その他報告⑦ 陳情第74号『九州朝鮮初中高級学校への補助金を一昨年までの水準に戻すことと、国に政策の転換すなわち、朝鮮高校生徒も無償化の対象とするよう求める決議を上げることを求める陳情』について

[2月5日]

- 議案第35号 令和8年2月北九州市議会定例会への提出議案について
- 協議① 人事について
- その他報告① 北九州市版架け橋期のカリキュラムについて
- その他報告② 『北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）』最終案について

[3月12日]

- 議案第36号 北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について
- 議案第37号 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則の一部改正について
- 議案第38号 北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について
- 議案第39号 北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）成案の議決について
- 議案第40号 人事について
- 議案第41号 人事について
- その他報告① 学校における業務改善プログラム＜第4版＞策定について
- その他報告② 北九州市立『学びの多様化学校』基本計画(案)に対する市民意見募集の結果について
- その他報告③ 令和8年度 特別支援学級及び特別支援教室の整備について
- その他報告④ いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査に係る市長からの通知について

[3月26日]

- 報告第1号 人事について
- 報告第2号 人事について
- 議案第42号 博物館協議会委員の任命について

- 議案第43号 北九州市立『学びの多様化学校』基本計画の策定について
- 議案第44号 北九州市立小中学校等管理規則等の一部改正について
- 議案第45号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 議案第46号 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について
- 議案第47号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について
- 議案第48号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則の廃止について
- 議案第49号 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について
- 議案第50号 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部改正について
- その他報告① 部活動地域展開について



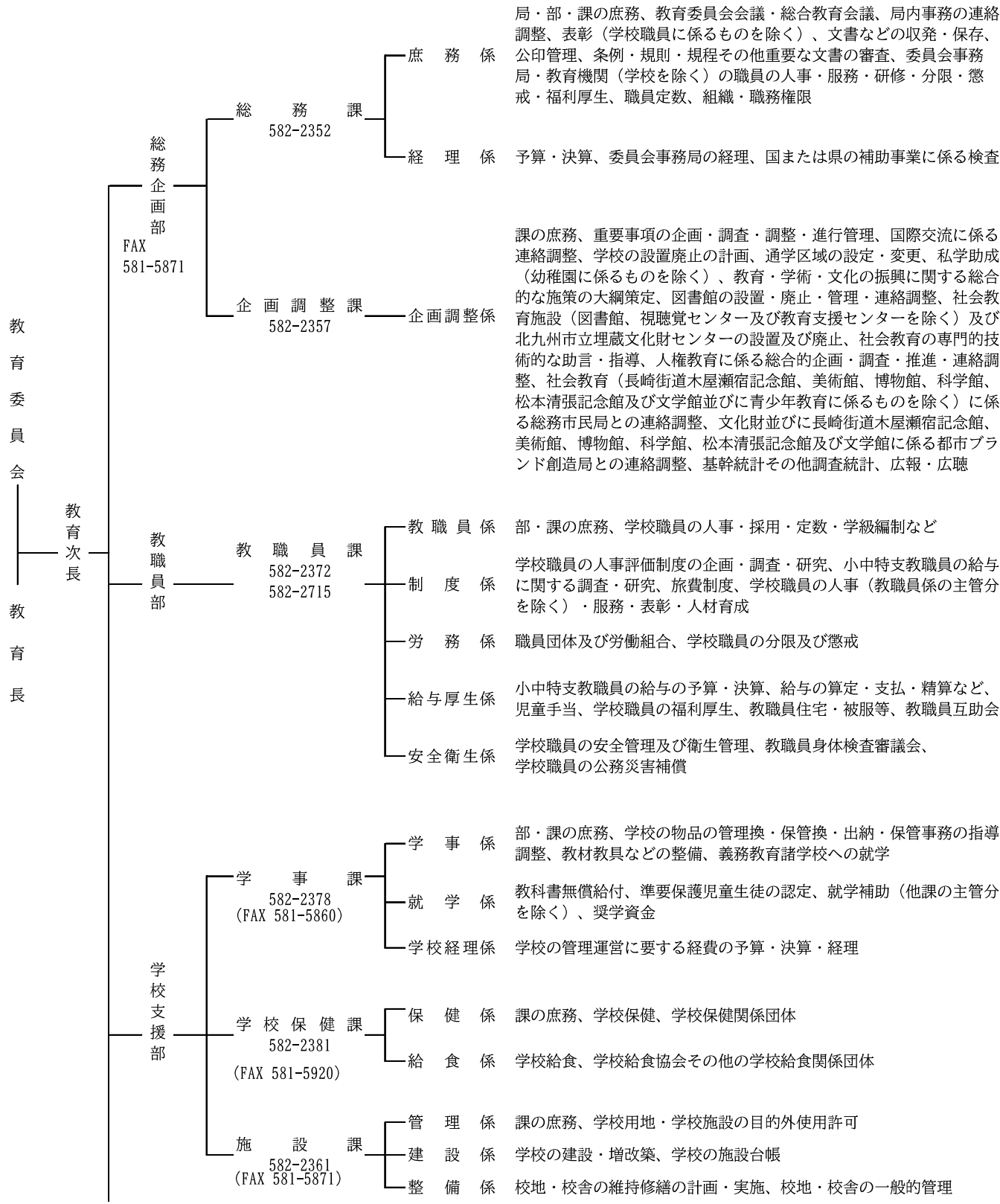
令和7年12月16日 総合教育会議

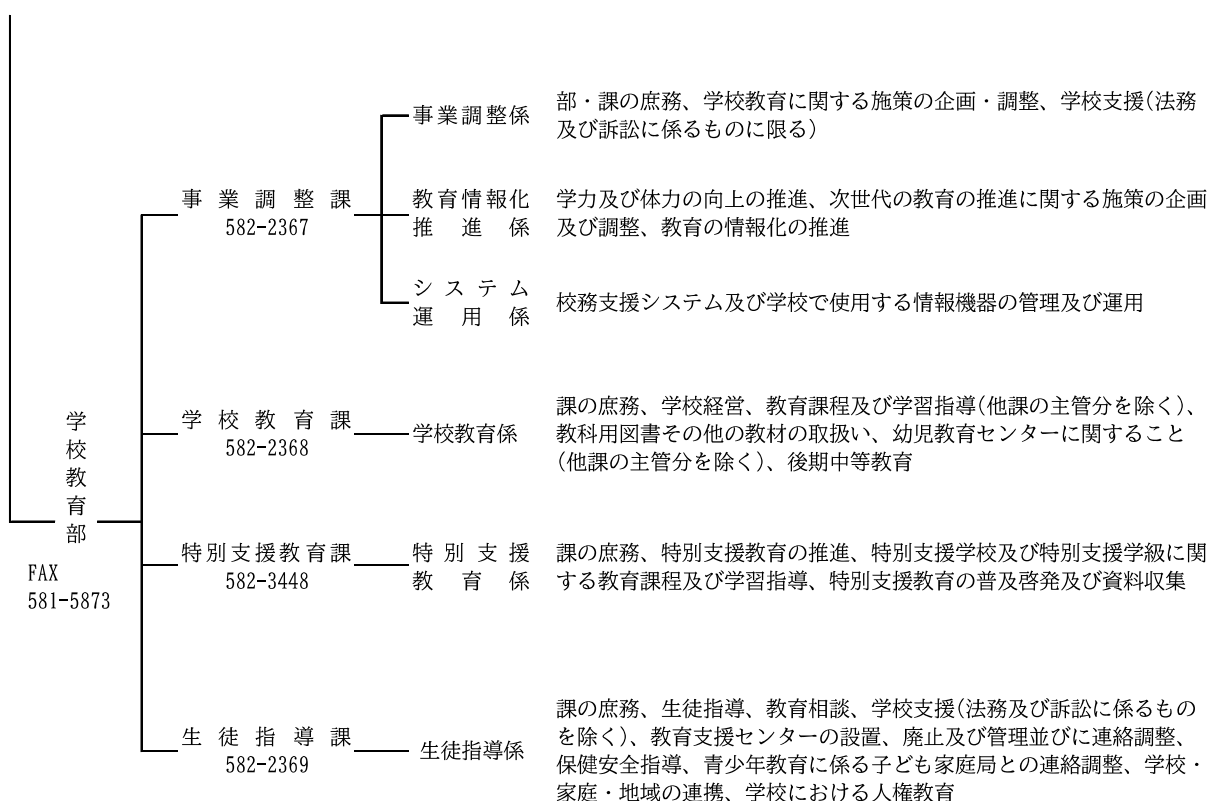


令和8年12月22日～23日 行政視察
(東京都教育委員会ほか)

4 教育委員会事務局・教育機関（令和8年5月1日現在）

- ① 事務局の所在地
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎東棟6階、7階）
- ② 事務局の機構・事務分掌（※電話は各課直通、市外局番はいずれも〔093〕）





○ 教育委員会事務局内（本庁）の職員数（注）

職員（一般事務員）	138人
職員（一般技術員・栄養士・保健師）	19人
指導主事	45人
合 計	202人

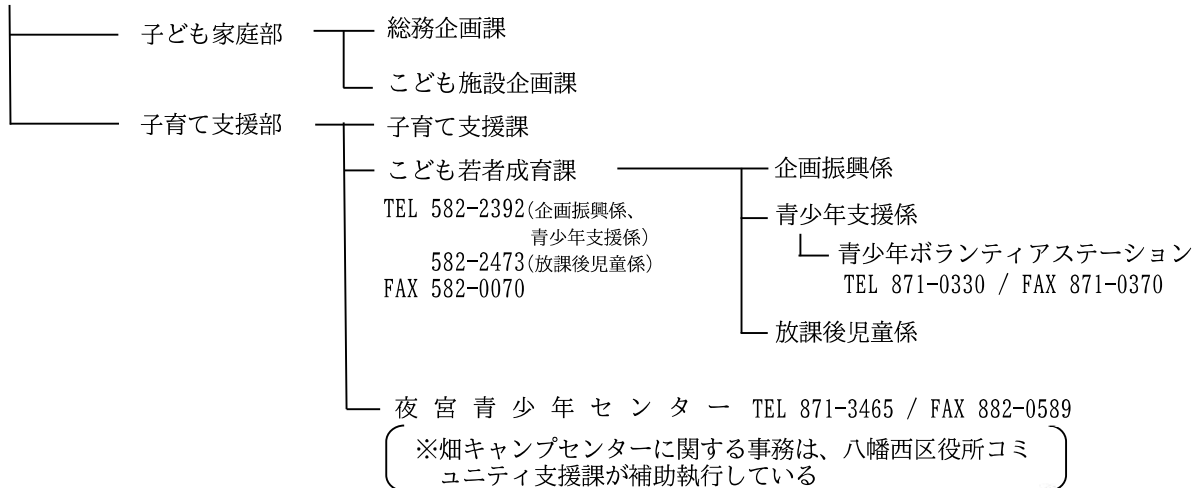
注：教育長、休職者、派遣者、再任用短時間職員を除く。

社会教育主事は総務市民局生涯学習課担当係長による兼務に変更（H28.4～）のため、教育委員会事務局に本務配置者はいない。

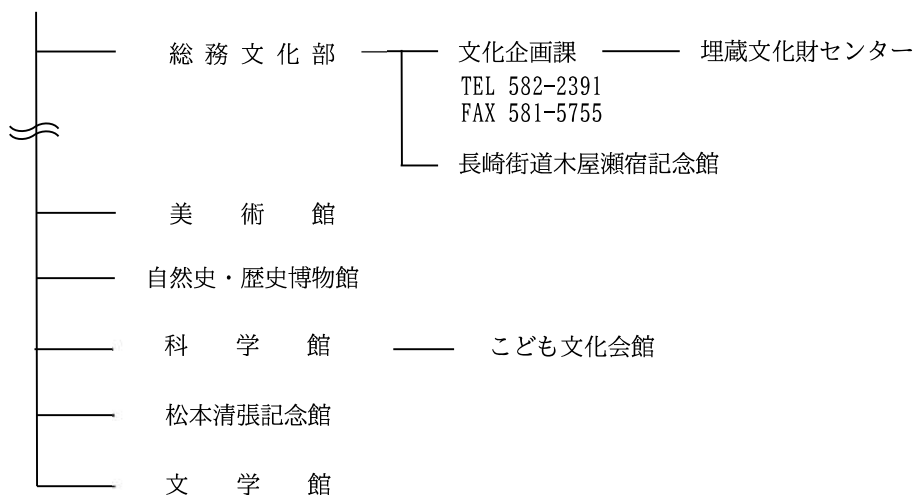
以下に関する事務については、それぞれ次のとおり市長事務部局が補助執行している。

- ・ 青少年教育に関する事務：平成19年10月15日から子ども家庭局(一部はこれまでどおり区役所)へ
- ・ 美術館・博物館などの施設及び文化財に関する事務：平成24年4月1日から市民文化スポーツ局へ
(令和6年4月1日から都市ブランド創造局へ改組)
- ・ 生涯学習・社会教育に関する事務及び生涯学習総合センターに関する事務：令和6年4月1日から総務市民局へ(平成28年4月1日から令和6年3月31日までは市民文化スポーツ局)

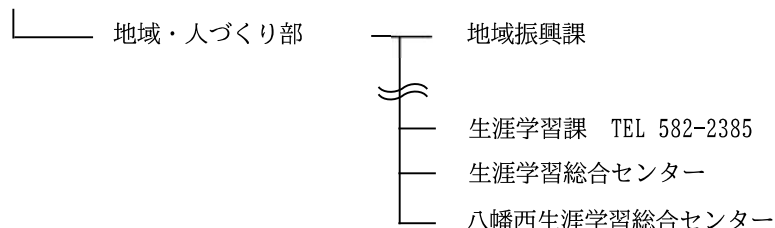
子ども家庭局



都市ブランド創造局



総務市民局



③ 教育機関の所在地・事務分掌

教 育 セ ン タ ー TEL 641-1775 (FAX 641-1833) 八幡西区相生町20番1号

- ・センターの庶務、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究、教育関係職員の研修、教育相談（不登校及び特別支援に関するものを除く）、教育に関する資料及び情報の収集・提供

教 育 支 援 セ ン タ ー

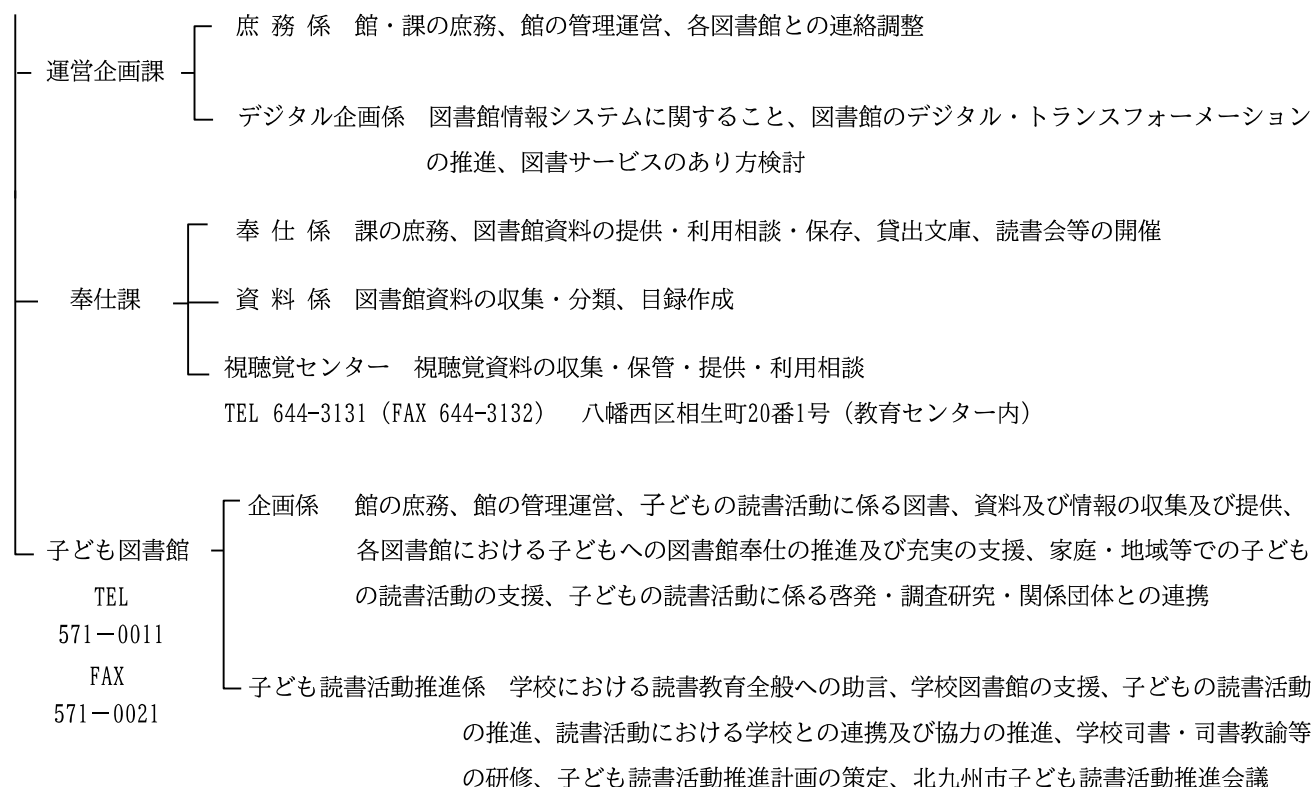
- ・センターの庶務、不登校等児童生徒への学習支援・教育相談
(市内4か所に設置)

- ・金田教育支援センター TEL 591-7867 (FAX 591-0984) 小倉北区田町14番24号
- ・若園教育支援センター TEL 941-7867 (FAX 941-7564) 小倉南区若園5丁目1番5号
- ・相生教育支援センター TEL 641-1710 (FAX 641-0896) 八幡西区相生町20番1号
- ・黒崎教育支援センター TEL 631-7867 (FAX 631-5617) 八幡西区黒崎3丁目15番3号

特別支援教育相談センター TEL 921-2230 (FAX 923-3010) 小倉南区春ヶ丘10番2号

- ・特別支援教育に関する教育相談

中 央 図 書 館 TEL 571-1481 (FAX 571-1484) 小倉北区内4番1号



北九州市立高等学校 TEL 881-5440 (FAX 883-3747) 戸畑区浅生一丁目10番1号

小 学 校 127校

特別支援学校 8校

中 学 校 63校

○ 管理運営について、子ども家庭局（一部は区役所）、都市ブランド創造局及び総務市民局が補助執行している教育施設は下記のとおり（指定管理者が管理する施設を除く）。

[子ども家庭局（一部は区役所）が補助執行している施設]

夜宮青少年センター	TEL 871-3465 (FAX 882-0589)	戸畑区夜宮一丁目2番1号
畑キャンプセンター	TEL 618-3951 (FAX 618-3951)	八幡西区大字畑2193番地の2

[都市ブランド創造局が補助執行している施設]

埋蔵文化財センター	TEL 592-3196 (FAX 592-8687)	小倉北区金田一丁目1番3号
長崎街道木屋瀬宿記念館	TEL 619-1149 (FAX 617-4949)	八幡西区木屋瀬三丁目16番26号
美術館	TEL 882-7777 (FAX 861-0959)	戸畑区西鞘ヶ谷町21番1号
自然史・歴史博物館	TEL 681-1011 (FAX 661-7503)	八幡東区東田二丁目4番1号
科学館	TEL 671-4566 (FAX 671-4568)	八幡東区東田四丁目1番1号
こども文化会館	TEL 592-4152 (FAX 592-4160)	小倉北区下到津四丁目3番2号
松本清張記念館	TEL 582-2761 (FAX 562-2303)	小倉北区城内2番3号
文学館	TEL 571-1505 (FAX 571-1525)	小倉北区城内4番1号

[総務市民局が補助執行している施設]

生涯学習総合センター	TEL 571-2735 (FAX 571-0943)	小倉北区大門一丁目6番43号
八幡西生涯学習総合センター	TEL 641-9360 (FAX 641-9332)	八幡西区黒崎三丁目15番3号

5 付属機関

市民の声を行政機関や教育機関に反映させ、専門の事項について調査・審議するため、法律や条例に基づいて下記の諮問機関を設置している。

名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	定数 (現員数)	構 成	任期	主 管 課
北 九 州 市 奨学資金貸付 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、奨学生 の選考基準及び選考について 審議する。	15人以内 (15人)	学識経験者 5人 学校教育関係者 10人	2年	学 事 課
北 九 州 市 学 校 給 食 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、学校 給食について審議する。	15人以内 (15人)	給食実施学校長代表 4人 P T A代表 4人 関係行政機関代表 1人 学識経験者 6人	2年	学校保健課
北 九 州 市 文 化 財 保 護 審 議 会	文化財保護法 北九州市文化財保護 条例	北九州市の文化財について、教育 委員会の諮問に応じ、調査審議し、 答申する。	15人以内 (12人)	歴史 2人 民俗 2人 考古 2人 建築 2人 美術工芸 1人 植物 1人 地質 1人 地域活性 1人	2年	文化企画課
北 九 州 市 教 職 員 身 体 検 査 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、北九州 市立学校教職員の採用、休職、 復職及び免職の場合における身体 検査について調査審議する。	10人以内 (10人)	学識経験者 8人 市職員 2人	2年	教 職 員 課
北 九 州 市 い じ め 問 題 専 門 委 員 会	いじめ防止対策推進法 北九州市いじめ問題 専門委員会条例	教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ 、 いじめの防止等のための対策 などに関することについて調査 審議する。	6人以内 (6人)	学識経験者 1人 臨床心理士 1人 弁護士 2人 医師 1人 P T A代表 1人	2年	事業調整課
北 九 州 市 教 育 支 援 委 員 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、障害の ある幼児、児童及び生徒の障害の 種類及び程度の判定、就学先の決定 ならびに就学先決定後の一貫した 支援に関する事項について調査 審議する。	20人以内 (20人)	医師 9人 学校関係職員 6人 福祉施設等職員 3人 学識経験者 2人	2年	特別支援教育相談センター
北 九 州 市 社 会 教 育 委 員	社 会 教 育 法 北九州市社会教育 委員条例	社会教育に関する諸計画を立案 する。教育委員会の諮問に応じ、 意見を述べる。	15人 (15人)	学校教育関係者 2人 社会教育関係者 6人 家庭教育の向上に資 する活動関係者 2人 学識経験者 5人	2年	生涯学習課
北 九 州 市 立 図 書 館 協 議 会	図 書 館 法 北 九 州 市 教 育 施設の設定及び 管 理 に 関 す る 条例	市立図書館の運営に関し館長の 諮問に応じるとともに、図書館の行 う図書館奉仕につき、館長に対して 意見を述べる。	30人以内 (15人)	学校教育関係者 4人 社会教育関係者 4人 家庭教育の向上に 資する活動関係者 4人 学識経験者 3人	2年	中央図書館

名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	定数 (現員数)	構 成	任期	主 管 課
北九州市立 美術館協議会	博 物 館 法 北九州市教育 施設の設置及び 管理に関する 条 例	市立美術館の運営に関し館長の 諮問に応じるとともに、館長に 対して意見を述べる。	20人以内 (18人)	学校教育関係者 3人 社会教育関係者 3人 家庭教育関係者 3人 学識経験者 8人 公募 1人	2年	美 術 館
博物館協議会	博 物 館 法 北九州市教育 施設の設置及び 管理に関する 条 例	市立自然史・歴史博物館の 運営に関し、館長の諮問に応じ るとともに、館長に対して意見を 述べる。	20人以内 (11人)	学校教育関係者 2人 社会教育関係者 2人 学識経験者 6人 公募 1人	2年	自 然 史 ・ 歴史博物館
北九州市 いじめ問題 再調査委員会	いじめ防止対策 推 進 法 北 九 州 市 い じ め 問 題 再 調 査 委 員 会 条 例	市長の諮問に応じ、教育委員会 又は学校により行われた、 いじめの重大事態に係る調査 結果について、調査審議する。	10人以内 (一)	学識経験者ら	当 該 事 案 に 関 する 審 議 終 了 ま で	こども若者 成 育 課
北九州市 子ども読書 活動推進会議	北九州市子ども 読 書 活 動 推 進 条 例	子どもの読書活動の推進に関す る基本的事項について、教育委員 会の諮問に応じ、調査審議する。	15人以内 (14人)	学識経験者 3人 学校等代表者 5人 PTA代表者 1人 図書館・読書ボラン ティア 2人 その他 3人	2年	子ども図書 館

6 北九州市教育委員会の事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価

(1) 制度概要・目的

① 根拠法令など

教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基
づいて平成20年度から実施している。

法律の規定では、すべての教育委員会において、

○毎年

○教育委員会の事務の管理及び執行の状況について

○教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ
点検及び評価を行い

○その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとと
もに公表することが義務付けられている。

② 目 的

教育行政の執行状況を教育委員会自らが事後に検証する
とともに、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果た
すこと。

(2) 実施方法

「北九州市子どもまんなか教育プラン」に掲載した5つ
のミッションの進捗状況について点検及び評価を行い、そ
の結果を議会に報告するとともに、市のホームページで公
表する。

7 広報・広聴活動

開かれた教育行政を推進するため、教育委員会広報紙誌の発行やパブリシティ活動として報道機関に対する情報提供、記者会見などを実施するとともに、ホームページや出前講演を通じた広報活動に努めている。

また、市民のさまざまな意見や提案を聴く制度である「市民のこえ」などによる広聴活動を行っている。

(1) 広報活動

手 段	内 容
広 報 紙 誌	☆教育委員会広報紙「北九州市の教育 未来をひらく」 ・保護者や地域に対して、本市の子ども達の現状・課題や、学校現場での取組等を周知し、教育に係る啓発を行うとともに、参加・実践を呼びかける。 ・（年3回）令和7年度から電子媒体のみに ・市立学校の保護者や教職員、教育関係団体、市民センターなどに配信 ☆教育要覧 ・教育委員会の方針・施策などの広報及び教育行政資料の提供 ・（年1回）令和8年度から電子媒体のみに ・各市立学校及び関係機関に配布
ホ ー ム ペ ー ジ	市ホームページにて、下記の内容を掲載している。 ☆掲載内容 ・主要施策、予算 ・行事予定 ・市立小中学校通学区域検索 ・施設、学校案内 ・北九州市こどもまんなか教育プラン ・北九州市教育委員会事務の点検・評価 など
市 政 だ よ り	市（市長公室）が発行している市政だよりを通じて、教育情報について情報発信している。
報 道 機 関 に 対 す る 情 報 提 供	報道機関に対し、教育委員会の施策や、市立学校の行う特色ある取組みなどについて、積極的に情報提供している。 ☆資料配布343件（令和7年度）
フ ェ イ ス ブ ッ ク	フェイスブック公式ページにより、教育委員会の取組みや学校の活動状況など、教育に関する情報をタイムリーに発信している。
出 前 講 演	☆令和8年度の教育委員会の講演テーマ ①「基本的な生活習慣」を育むために「子どもを育てる10か条」・「きほんのき」・「早寝、早起き、朝ごはん」 ②子どもの読書活動の推進 ③長期欠席（不登校）・いじめについて ④なぜ、小中一貫教育が大切なのか？ ⑤「コミュニティ・スクール」ってなに？～地域とともにある学校づくりを目指して～ ⑥部活動の地域移行ってなに？

(2) 広聴活動

「市民のこえ」受付件数 1,511件（令和7年度）
 225件（令和6年度）
 199件（令和5年度）

Ⅱ 北九州市教育大綱（令和6年4月策定）

1 北九州市教育大綱の策定

(1) 大綱の位置付け

教育大綱は、本市教育行政に関する目標や基本方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月改正施行）第1条の3に基づき、北九州市総合教育会議における教育委員会との協議・調整を経て市長が策定した。

(2) 大綱の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

2 策定に関する取組

■児童・生徒・保護者への全校アンケート

（令和5年8月28日～9月15日）

■令和5年度第1回北九州市総合教育会議

（令和5年11月13日）

■令和5年度第2回北九州市総合教育会議

（令和6年2月6日）

3 北九州市教育大綱の内容

「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実を図るため、5つの柱に基づいた教育を推進する。

- （1）全てのこどもにとって、「居心地のよい学校」をつくれます。
- （2）こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくれます。
- （3）誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めます。
- （4）自律的で特色のある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めます。
- （5）地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てます。

Ⅲ 北九州市こどもまんなか教育プラン（令和6年8月策定）

1 プランの策定

北九州市教育大綱（令和6年4月策定）で示された「こどもまんなかで質の高い教育環境」の実現に向けて、学校が特色を持ち変革していくためのきっかけづくりとなる事業をまとめた「北九州市こどもまんなか教育プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定した。

(1) プランの位置付け

① 法的な位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」（教育振興基本計画）として位置付ける。

② 北九州市基本構想・基本計画及び北九州市教育大綱との関係

令和6年3月に策定された、北九州市基本構想・基本計画（以下、「新ビジョン」という。）では、目指す都市像を「つながりと情熱と技術で、『一步先の価値観』を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」として、その実現に向けて、3つの重点戦略（「稼げるまち」の実現、「彩りあるまち」の実現、「安らぐまち」の実現）を掲げている。

この新ビジョンとの整合を図りながら、北九州市総合教育会議を経て、市の教育行政に関する目標や基本方針を定める北九州市教育大綱が令和6年4月に策定された。

本プランは、新ビジョンの分野別計画及び教育大綱の実行計画に位置付け、これらの具体的な実現を図る。

③ 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて適宜、本プランを見直すこととする。

2 プランの内容

<ミッション1> 全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる

- （1）こどもを枠にはめず、一人ひとりのこどもの違いを尊重する
- （2）こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守れるように育てる
- （3）学校の中でも外でも、安全で安心して過ごせる居場所をつくる

<ミッション2> こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる

- （1）こどもを「社会の構成員」として尊重し、こどもの意見を聴いて学校運営に活かす

- (2) こどもも教職員も安心して挑戦し、失敗を楽しみ、成長の糧とできる環境を整える
- (3) こどもが好きなことに夢中になれる環境をつくることで、知的好奇心を高め、思考力を育てる
- (4) 社会に開かれた教育、学校外の学びや放課後活動の充実を進める

<ミッション3> 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める

- (1) 確かな学力と健やかな体を育成する
- (2) 不登校児童生徒の支援やインクルーシブ教育システムの実現、夜間中学の運営などを進める
- (3) 人権、ジェンダー平等、多様性の理解を深め、他者を尊重する態度を養う
- (4) グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成と国際理解教育の推進を図る
- (5) ICTを日常的に活用し、リアルとデジタルの効果的な融合を進める

<ミッション4> 自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める

- (1) 教職員が、時代の変化に対応して求められる資質能力を身に付ける
- (2) 働きやすく、教職員同士がつながり、誰もが力を発揮できる職場をつくる
- (3) 自律的で特色のある学校をつくる

<ミッション5> 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる

- (1) 地域・企業、NPO等と連携した教育を進める
- (2) 学校と地域の連携による学校運営を進める
- (3) 教育に関する情報を社会全体で共有できるよう積極的に発信する

「北九州市こどもまんなか教育プラン」の全体像

- (1) 確かな学力と健やかな体の育成**

 - ✓ 学力・体力の向上、健康、給食の質
 - ✓ 小中一貫教育
- (2) 不登校支援、インクルーシブ教育システム**

 - ✓ 不登校・いじめ対策、特別支援教育
 - ✓ 学びの機会確保（学びの多様化）
- (3) 人権、ジェンダー、多様性への理解**
- (4) グローバルな資質・能力の育成**

 - ✓ 外国語教育、デジタル・グリーン人材の育成
 - ✓ 文理融合、探究学習、STEAM教育
- (5) ICT活用、リアルとデジタルの融合**

 - ✓ 問題解決・価値創造できる人材の育成
 - ✓ ICT活用に向けた「授業観の転換」
- (1) こどもの意見を学校運営に活かす**
- (2) 挑戦と失敗を成長の糧とできる環境**

(3) 知的好奇心を高め、思考力を育てる

(4) 社会に開かれた教育、放課後の充実

 - ✓ コミュニケーション力、生きる力の育成
 - ✓ アドレパ「ナレッジ」教育による人材育成
 - ✓ 特色ある教育環境（市立高校）
 - ✓ 図書館の機能強化
- (1) 時代の変化に対応した資質・能力**

(2) 働きやすく、教職員同士がつながり、力を発揮できる職場づくり

(3) 自律的で特色ある学校づくり

 - ✓ 教職員の育成、組織風土の醸成
 - ✓ 教職員の負担軽減（チーム学校の推進）
 - ✓ 学校マネジメント能力の向上（危機管理）
 - ✓ 学校ビジョンに基づく学校運営
 - ✓ 校務DXの推進、ICTによる授業支援

社会の課題

- ✓ 少子高齢化・人口減少
- ✓ 将来の予測が困難
- ✓ グローバル化
- ✓ Society5.0社会の到来
- ✓ 価値観の多様化

各主体の課題

- ✓ 子どもの抱える問題の多様化・複雑化（不登校、特別支援、ギフタ、外国人）
- ✓ 教職員のなり手不足
- ✓ 施設の老朽化、災害への対応（レジリエンス）
- ✓ 家庭を取り巻く環境の変化や少子化

時代の要請

- ✓ 社会の変化に対応できる人材の育成
- ✓ 誰一人取り残されない共生社会
- ✓ こども基本法の理念「こどもまんなか」の実現

「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実を



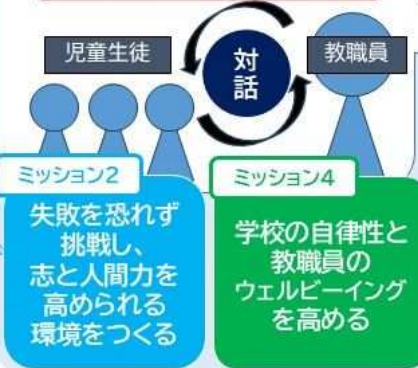
ミッション1

全ての子どもにとって「居心地のよい学校」をつくる

ミッション3

誰一人取り残さない学びと、先端的な学びを進める

こどもの可能性を引き出す



(1) こどもを枠にはめず、違いを尊重

- ✓ 「こどもまんなか」の教育施策

(2) こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守れるように育てる。

- ✓ 生命の安全教育
- ✓ 人権・道徳教育

(3) 安全・安心に過ごせる居場所づくり

- ✓ 学校施設の維持管理・教育環境の整備
- ✓ 学びの機会の確保・地域との連携

(1) 地域・企業、NPO等と連携した教育

- ✓ コミュニケーション力、生きる力の育成
- ✓ STEAM教育、SDGs・環境教育
- ✓ 不登校・いじめ対策、学びの機会確保
- ✓ 部活動地域移行の推進

(2) 学校と地域の連携による学校運営

- ✓ 地域との連携（市民ボランティア、コミュニティ・スクール）
- ✓ 家庭との連携

(3) 教育の情報を社会全体で共有

- ✓ 広報広聴活動

正解のない時代に生きる力（未来を創る能力・レジリエンス）

- 自分なりの価値観・哲学
- 他者への思いやりや多様性の理解
- 自分で問いを見つけ、解決する力
- 本来持っている可能性の発揮

個々のウェルビーイング

今の子どもたちが大人になったときに...

- 社会に新たな価値を創造し、「新たな解」を生み出す
- 様々な社会課題を解決し、地域・国際社会に貢献する

社会のウェルビーイング

Ⅳ 北九州市特別支援教育推進プラン (令和5年2月改訂)

1 計画の策定・改訂

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づいて特別支援教育の推進に取り組んでいる中、共生社会の形成など、特別支援教育を取り巻く環境の急速な変化や、個々の「教育的ニーズ」の多様化への対応など、様々な課題への改善に向けた取組を進めていく必要があった。

そこで、本市の特別支援教育の課題を一度整理し、中長期的な方向性を定め、多様な教育的ニーズにより適切に対応していくことができるよう、「北九州市特別支援教育推進プラン」を平成29年1月に策定した。

プランでは、概ね10年後を見据えた方向性を示しており、計画の内容について、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要な応じた見直しを行うこととした。

(2) 計画改訂の趣旨

令和元年に策定した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」においても、特別支援教育の充実はその重点取組の一つとして位置付けている。

これまでの取組により、特別支援学級の新増設、小学校における巡回型の通級による指導(特別支援教室)の導入、東部地域における特別支援学校の移転・建替え(令和7年度竣工予定)、西部地域における特別支援学校の改築などの一定の成果を上げつつある。

一方で、教育的ニーズのある子どもの数は増加傾向にあり、個々の状態や必要な指導・支援の在り方も様々であることから、相談支援体制の整備、特別支援教育を担当する教職員の確保と専門性の育成、医療的ケア児に対する支援、1人1台端末の整備によるICTの利活用、多様化するニーズに対応するための関係機関・専門家等との連携構築や施設・設備面の整備等が対応すべき課題となっている。

また、令和3年1月に中央教育審議会が取りまとめた答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、特別支援教育は障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであることや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要性が示された。

こうした動向を踏まえ、新たな課題を改善し、本市の特別支援教育の一層の推進につなげていくため、令和5年2月に改訂を行った。

(3) 計画の位置付け

「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」で示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付ける。また、「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」や「北九州市障害者支援計画」等との連携も図りつつ、特別支援教育の一層の推進につなげていく。

2 「5つの視点」

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別的教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

(2) 相談支援体制の整備(保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等)

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用(専門性確保の在り方等)

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

(4) 障害者理解の促進(社会への働きかけの在り方等)

- ① 特別支援教育の理解促進(市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供)
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備(多様な学びの場の整備の在り方等)

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

3 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実（子どもたちへの支援の在り方等）

- ① - 1：合理的配慮の実践の蓄積
- ① - 2：研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備
- ① - 3：保幼小の連携
- ② - 1：子どもが得意なことを生かす教育
- ② - 2：特別支援学校における読書活動の促進
- ② - 3：文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保
- ② - 4：県立特別支援学校との連携
- ② - 5：高等学校等との連携体制の強化
- ② - 6：ICT機器等の活用による指導・支援の推進
- ② - 7：ICT機器等に関する教職員のノウハウの構築
- ② - 8：医療的ケア児支援の体制構築
- ② - 9：生命（いのち）の安全教育の推進
- ③ - 1：「個別的教育支援計画」等の有効活用
- ④ - 1：「交流及び共同学習」の充実
- ⑤ - 1：就労支援の充実、福祉等との連携
- ⑤ - 2：作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① - 1：教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実
- ① - 2：特別支援教育コーディネーターの複数配置
- ① - 3：本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有
- ② - 1：分かりやすい相談窓口の提示
- ③ - 1：就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実
- ③ - 2：就学前説明会での情報提供の充実
- ③ - 3：早期支援の充実

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① - 1：教職員全体の特別支援教育の理解促進
- ① - 2：特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上
- ② - 1：各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり
- ② - 2：研修プログラムの充実及び研修機会の確保
- ③ - 1：中核教員の育成、専門性の確保等
- ③ - 2：専門性の高い教員の確保
- ④ - 1：外部専門家等の派遣
- ④ - 2：教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用
- ④ - 3：地域教育資源の組合せによる多面的な支援の充実
- ④ - 4：私立幼稚園に対する支援
- ④ - 5：就学前期の指導・支援の充実

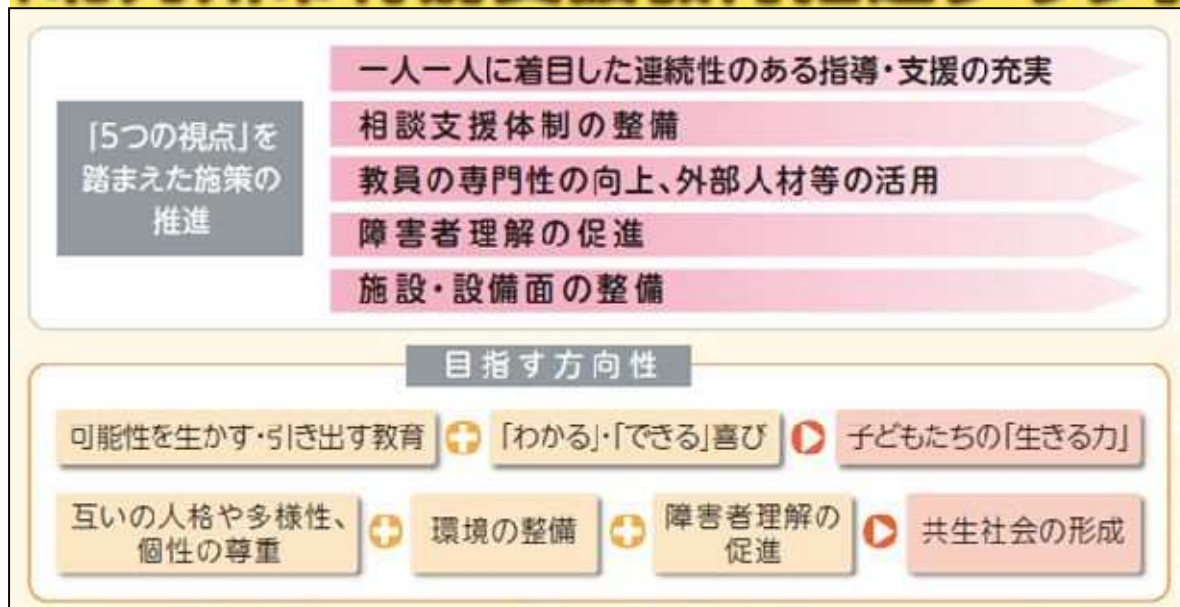
(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① - 1：人権意識の向上
- ① - 2：個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上
- ① - 3：就労支援等の充実
- ② - 1：特別支援教育に対する理解の促進
- ② - 2：子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保
- ③ - 1：「交流及び共同学習」の充実
- ④ - 1：市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① - 1：施設・設備面の整備
- ① - 2：教育環境の整備
- ② - 1：特別支援学級の設置
- ② - 2：特別支援教室（通級による指導）の設置
- ② - 3：特別支援学校の再編整備

「北九州市特別支援教育推進プラン」



V 北九州市生涯学習ビジョン

(北九州市生涯学習推進計画)

～共に学び、共に育つ「共育」が拓くまちの未来～

1 計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

本市では、市民の学習活動を総合的に支援するため、平成10年度に「北九州市生涯学習推進構想」をまとめて以降、「北九州市生涯学習推進計画」に基づき生涯学習事業を推進してきた。

この間、市民の学習活動は、生きがいや心の豊かさ、新たな知識や技術などを獲得するための学習のみならず、社会の変化に伴う様々な課題に対応するための学習活動などの分野に着実に広がってきた。

従前の計画が令和7年度で終了することから、市民一人ひとりの生涯にわたる学びを支援するとともに、「学び」と「活動」、そしてそこから生まれる「つながり」を通じて、持続可能な地域社会の実現を目指すため、令和8年度を開始年度とする「北九州市生涯学習ビジョン（北九州市生涯学習推進計画）」を策定した。

(2) 計画の位置付け

「北九州市・新ビジョン」（市の基本構想・基本計画）の部門別計画の一つに位置付けるとともに、「北九州市こどもまんなか教育プラン」と並ぶ教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

(3) 計画の期間及び対象

① 計画の期間

令和8年度から令和22年度までの15年間とする。ただし、社会経済環境、市民ニーズの変化、国・県の動きなどを踏まえながら、必要に応じておおむね5年ごとにビジョンの検証・見直しを行う。

本ビジョンでは、北九州市の未来へ向けた生涯学習行政の理念・方向性を示した上で、対象期間のうち最初の5年間の取組を中心に策定した。

② 計画の対象

主に「社会教育」・「家庭教育」分野

2 計画の概要

(1) 生涯学習とは

生涯学習とは、市民一人ひとりが生涯にわたり、あらゆる機会や場所で、学び続ける活動である。生涯学習には、知識や技能、態度などを身につける学習行為である「学び」の側面だけでなく、それらを生かして行動したり、人とのかかわりを持ったりといった行動的な側面である「活動」が含まれ、日々の生活

そのものが生涯学習であると言える。本市では、生涯学習が知識やスキルの習得にとどまらず、「学び」や「活動」を通じて、人とのつながりが生まれ、社会にかかわる機会を生み出し、自ら社会を作っていくという“営み”であると考えている。

(2) 生涯学習を取り巻く社会的背景

近年、AI技術の進展や気候変動など先行きが不透明で将来の予測が困難な時代を迎える中、市民一人ひとりが常に学びを通じて幅広い知識・技能と柔軟な思考力を更新し続ける必要がある。

また、人生100年時代の到来により、長期的な視点でより良い人生を送るために、心身の健康に加え、社会的に良好な状態（ウェルビーイング）であることが欠かせなくなっている。そのために、趣味やボランティア活動等を通じた人とのつながりが重要となる。

一方で、地域コミュニティの弱体化が進行し、多様化・複雑化する地域課題を解決、さらには課題を発生させない、課題を早期に発見できるような新たなつながりづくりが求められている。

(3) めざす本市の生涯学習社会と目標

低い幸福度や孤独・孤立の深刻化、既存コミュニティの弱体化など、社会課題が複雑化・多様化する中、地域社会においては、多様な主体がつながり、支え合いながら持続可能な地域づくりを進めていくことが求められている。

本市では、生涯学習を通じて、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上を図るとともに、「学び」と「活動」、そしてそこから生まれる「つながり」を通じて、「私たちごと」の意識を育み、多様なコミュニティが支え合う地域社会の実現を目指す。

このような考えのもと、本市の目指すまちの未来として「共に学び、共に育つ『共育』が拓くまちの未来」を掲げ、「北九州市生涯学習ビジョン」を推進する。

(4) ビジョンが生み出す変革点

生涯学習は、知識や技能を身に付けるためだけのものではなく、人と人とのつながりを育み、地域や社会との関わりを深める力を持っている。

本ビジョンでは、生涯学習をより身近なものとし、多様な人々が学びや活動を通じてつながることで、新たなコミュニティや支え合いの関係を生み出していくことを目指す。

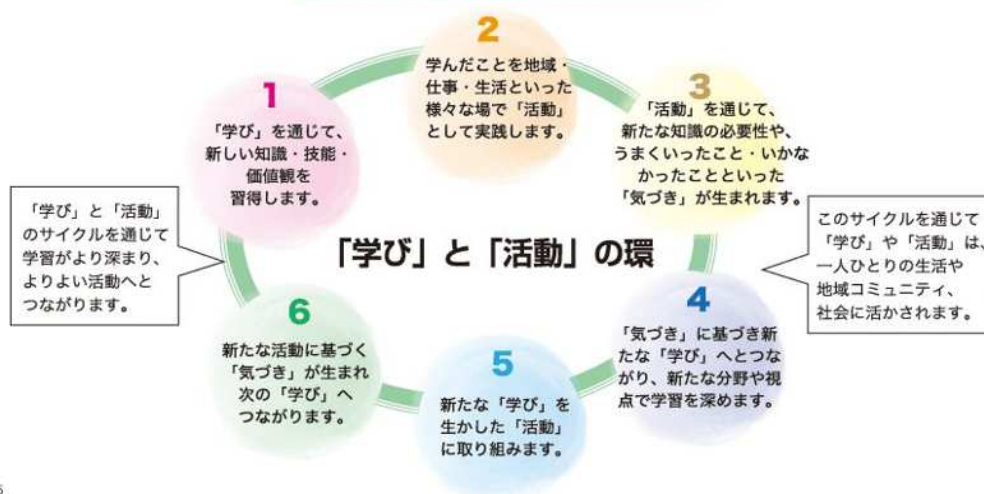
また、「学び」と「活動」、そこで生まれる「つながり」を通じて、一人ひとりのコンパッション（他者の苦しみや困難に共感し、それを和らげようとする思いや行動）を育み、「知らない誰か」のことを「私たちごと」へと変化させ、地域や社会、他者へのかかわりを深める。そのかかわりは、楽しさや喜びを生み出し、次の「学び」や活動の原動力となる。

生涯学習における「学び」と「活動」のサイクル



生涯学習の「学び」と「活動」は、それぞれが独立している場合もあれば一連のサイクルとしてつながっている場合も多くあります。

一連のサイクルでは、次のように進んでいきます。



本ビジョンでは、生涯学習の機会をさらに身近なものにすることで、一人ひとりのコンパッションを育み、多様な「私たちごと」化が育つ土壌を醸成していくことを目標とする。

- ③ 未来の社会の創り手を育て、支える人材の育成
地域の団体や人材との連携を図り、未来の社会の創り手の育成と、その創り手を支える人材育成に取り組む。

(5) ビジョンのコンセプト

- ① 「学び」と「活動」による関係づくりを通じた多様なコミュニティの醸成

「学び」と「活動」による多様なつながりが、多様なコミュニティを醸成する。多様なコミュニティがあり、それらがつながっていくことで、持続可能な地域社会がささえられる。

地域における課題は、その解決だけでなく、課題を発生させない、発生した課題を早期発見できることが重要である。その基盤となるのは人とのかかわり・つながりであり、生涯学習・社会教育が大きな役割を果たすと考えられる。

- ② 「私たちごと」化を通じた北九州市の未来を創る人材の育成

生涯学習における「学び」や「活動」を通じて、何かを知り、誰かとつながることは、他者への思いやりや支え合いの心（コンパッション）を育む。「知らない誰か」のことを「私たちごと」として捉えることで、個人のウェルビーイングの向上とともに、北九州市の未来を創る人材の育成を目指す。

(6) ビジョンの3つの基本方針

- ① 自分らしく、生き生きと暮らすことができる「学び」と「活動」の機会の創出

市民一人ひとりが、自分らしく、生き生きと暮らしていくことができるよう、多様な学びを提供する環境の整備とその学びを生かす場の創出に取り組む。

- ② 持続可能な地域づくりに向けた地域力の育成

地域づくり・人づくりの拠点である市民センターの様々な事業を通じて、「学び」と「活動」を通じたつながりづくり、地域コミュニティの醸成を図り、地域力の育成に取り組む。

(7) 基本方針に基づく取組

- ① 基本方針1に基づく取組

- ◆多様な学びの場を提供するための環境の整備
 - ・ICTの活用による「いつでも・どこでも・だれでも」学びやすい環境の整備
 - ・学びのニーズに合わせた柔軟な時間・場所による学び場づくり
 - ・届けたい相手に合わせた情報発信のチャネルの多様化
 - ・質の高い“学び”の提供のための人材育成
 - ・“学び”や“活動”の見える化、成果の共有
- ◆“学び”を生かす“活動”の場の創出
 - ・“活動”へつなげるためのマッチングの強化
 - ・“活動”に関する情報発信の強化

- ② 基本方針2に基づく取組

- ・地域づくり・人づくりのための市民センター事業の充実へ向けた支援体制の強化
- ・地域の特性(強み・弱み)を生かした“学び”と“活動”の創出
- ・市民センター事業への若者の関与の拡大
- ・地域の人材育成の取組強化
- ・地域のつながりを生かした家庭教育支援

- ③ 基本方針3に基づく取組

- ・未来の社会の創り手を育成する多様な機会の創出
- ・未来の社会の創り手を支える人材の育成
- ・未来の社会の創り手を支える支援組織の設立
- ・「学び」と「活動」を支える関係団体や社会教育士等の社会教育人材のネットワーク化
- ・コミュニティ・スクール、高等学校や大学との連携促進

VI 北九州市立図書館基本計画

(令和7年1月策定)

1 計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

北九州市立図書館では、平成14（2002）年以降、付属機関である北九州市立図書館協議会から、図書館のあり方についての答申を受け、これを指針として図書館運営を行ってきた。

一方、図書館法が平成20（2008）年に改正され、これを踏まえた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準：平成24（2012）年」で、図書館の基本的運営方針の策定及び公表などが規定された。

また、今日の社会情勢の変化（少子高齢化、デジタル技術の進展、地域コミュニティの希薄化など）を受けて、図書館にも新たな対応が求められている。

以上のことから、北九州市立図書館協議会からの「これからの図書館のあり方について」の答申（令和6（2024）年）を踏まえ、新たに本計画を策定することとした。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「北九州市基本構想・基本計画」の分野別計画である「北九州市こどもまんなか教育プラン」の個別計画として位置づけられる。

また、「第4次北九州市子ども読書活動推進計画（北九州市子ども読書プラン）」、「北九州市障害者支援計画」など、関連計画との連携、整合性を図っている。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、北九州市基本構想・基本計画に合わせ、令和22（2040）年とし、社会状況の変化等を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行う。

2 目指す姿と基本目標

(1) 北九州市立図書館が目指す姿

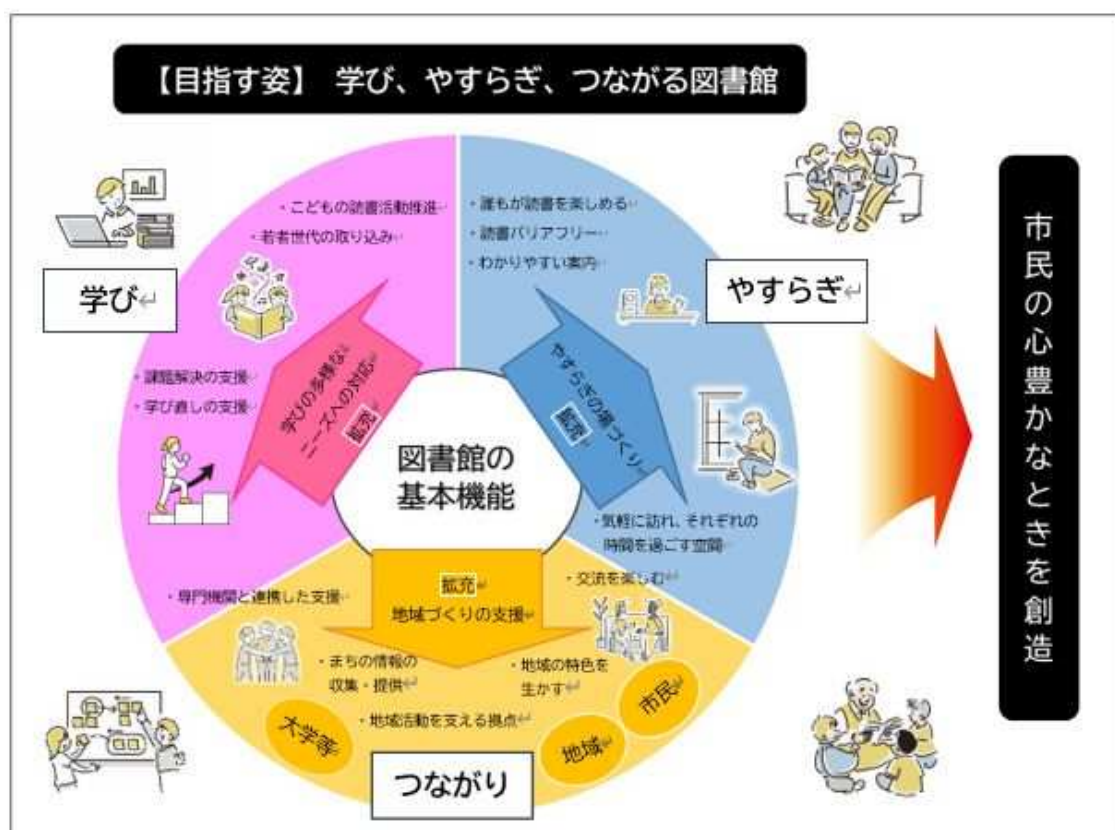
目指す姿：学び、やすらぎ、つながる図書館

北九州市立図書館では、「学び」、「やすらぎ」、「つながり」という3つの場の創造を通じて、図書館の機能や役割を拡充させ、市民の心豊かなときの創造を目指す。

- 本を読んだり、勉強したりする〈学びを深める場〉
- 誰でも気軽に訪れて、のんびり過ごせる〈やすらぎの場〉
- いろいろな人が集まる出会いの機会をつくり、一緒に活動できる〈つながる場〉

(2) 計画の概要

北九州市立図書館が目指す姿を実現するために、4つの基本目標を定める。





基本目標

1

学びを支え、豊かなときを創造する図書館

人生100年時代において、市民が生涯にわたって読書を楽しみ、学びを深められるよう、図書館の専門性を生かした支援を充実させる。

取組方針1. 市民の学びと課題解決の支援

- 本や情報を活用した市民の課題解決支援
- 郷土の文化や歴史などの資料等の収集・研究・提供
- 楽しく生活に役立つイベントや企画展示の充実

取組方針2. こどもや若者の読書活動の推進

- こどもや若者、子育て世代が利用しやすい環境づくり
- こどもや若者の読書活動の推進イベントの充実
- 学校等の関係機関との連携

取組方針3. 市民のチャレンジへの支援

- 市民のチャレンジを支援する本や情報の充実
- 関係機関と連携した適切な情報提供
- 市民のチャレンジのきっかけとなる取組の充実



基本目標

2

誰もが利用しやすく、やすらげる図書館

全ての市民に対して、開かれた図書館を目指す。蔵書の充実とあわせ、障害の有無や国籍の違い等にかかわらず、誰もが利用しやすく、過ごしやすい、安全・安心な空間を創出する。

取組方針1. 図書館の基本機能の充実

- 多様なニーズに応える資料の充実
- 読書バリアフリー化の推進
- 資料のデジタルアーカイブ化の推進
- 利用しやすい読書環境の整備

取組方針2. 利用者への支援と裾野拡大

- 図書館の利用案内の充実
- 図書館の活用促進のための取組の充実
- 来館促進のための広報と取組の充実

取組方針3. 「やすらぎ」と「交流」の場づくり

- 誰もが気軽に立ち寄れる安全・安心な居場所づくり
- 市民が交流できるにぎわいの場づくり
- 市民の多様性への相互理解のための環境づくり



基本目標

3

多様な主体とつながり、共に成長する図書

地域活性化・まちづくりの拠点となる施設の一つとして、幅広い市民や企業・団体等の様々な主体と連携しながら、市民の心豊かな生活を支え、地域に根差したまちづくりに貢献する。

取組方針1. 市民との協働

- 様々なノウハウを有する市民との連携
- 様々な市民からの意見の収集とその活用

取組方針2. 地域との協働

- まちの情報の収集・提供
- 地域の各施設・大学・団体・企業等と連携した取組の充実
- 各館の特性を生かした取組の推進



基本目標

4

未来につなぐ図書館

今ある図書館の資源を生かしながら、デジタル技術の活用や持続可能な運営方法へのチャレンジなど、将来の課題を見据えて、未来へつないでいける図書館づくりを行う。

取組方針1. 図書館が有する資源の有効活用

- 施設等の有効活用
- 図書館間のネットワーク機能の充実
- 図書館職員の資質向上

取組方針2. 効果的・効率的な運営

- 図書館運営における民間活力の活用
- デジタル技術の活用推進
- 図書館評価を生かした図書館運営

VII 北九州市子ども読書プラン

《第5次北九州市子ども読書活動推進計画》

(令和8年3月策定)

1 計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成27年6月、「北九州市子ども読書活動推進条例」(以下、「条例」)が常任委員会提出議案として上程、全会派賛成で可決され、7月3日公布施行された。

この条例の趣旨を実現するため、「新・北九州市子ども読書プラン(第3次子ども読書活動推進計画)」(平成28年度～令和2年度)を策定した。

また、平成30年12月には、子どもの読書活動の推進拠点となる「子ども図書館」を開館し、子ども図書館、学校図書館、地区図書館が三位一体となって子どもの読書活動推進に取り組む体制が整った。

その後、第4次北九州市子ども読書活動推進計画(令和3年度～令和7年度)を策定し、北九州市独自の「子ども読書の日」設定や、子ども電子図書館の開設など、子どもの読書環境の充実を図ってきた。

その間、読書バリアフリー法の施行や、令和の日本型学校教育の推進、こどもまんなか社会の実現など、子どもの読書を取り巻く環境は大きな変化を遂げている。

そこで、条例に基づき、これまでの読書プランの成果や課題、子どもの読書を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後3年間の目指す姿、方向性、取組方針などを示した「北九州市子ども読書プラン(第5次北九州市子ども読書活動推進計画)」(以下「本計画」)を新たに策定することとした。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項、条例第6条の規定に基づく、市町村が定める「市町村子ども読書活動推進計画」として位置づけられる。

また、「北九州市基本構想・基本計画」の分野別計画である、「北九州市こどもまんなか教育プラン」(令和6年8月策定)に掲げられた「市民の学びを支える図書館の機能強化」の取組を推進する個別計画であるとともに、令和7年1月に策定した「北九州市立図書館基本計画」の基本目標1「学びを支え、豊かなときを創造する図書館」の取組方針2「こどもや若者の読書活動の推進」との関連性をもち、子どもの読書活動推進に関する基本方針や具体的な施策を個別の計画としてまとめている。

さらに、北九州市立図書館の運営に係る部分について、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」第8条第1項に定める「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の一部として位置づける。

(3) 計画の期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とし、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 推進体制

「北九州市子ども読書活動推進条例」に規定された「北九州市子ども読書活動推進会議」に対し、毎年、本計画に掲げる施策等の進捗を報告し意見を聴くとともに、子ども図書館がイニシアティブをとり、関係機関と連携・協力しながら、スピード感を持ち、柔軟な発想で各施策を推進する。

2 計画の概要

(1) 目指す姿《ビジョン》

すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常

これは、第4次の計画から受け継ぐ「北九州市子ども読書プラン」の目指す姿である。すべての子どもが、生活の中で身近に本を置き、勉強、スポーツ、レジャーなどと同様に、生活の一部として、すすんで本を手にとって読む日常。さらに、読書で感じたことを身近な友達や家族などと楽しく語り合い、分かちあう、そのような日常がいたるところに生まれ、読書の輪が広がってほしいという願いを込めている。

前計画に込めた願いを受け継ぎ、引き続き、

- 本との出会いを楽しみにする子ども
 - 本から学び、知ることの喜びを感じる子ども
 - 読書の楽しさ、大切さを知り、それらを発信でき、生涯にわたって読書に親しもうとする子ども
- が育っていくことを目指す。

(2) 3つの方向性《ミッション》

本計画では、先に示した目指す姿を実現するため、次のとおり3つの方向性を定める。

方向性Ⅰ 学ぶ

図書館が多様な学びの場となり、本を通じて知識を広げ、心を豊かにし、自分自身の成長を実感できるような「学ぶ」ための機会を提供する。

方向性Ⅱ やすらぐ

子どもたちが、好きな本に触れながら心穏やかな時間を持てるように、安心して過ごせる場を創り出す。

方向性Ⅲ 楽しむ

読書の楽しさを体験できる機会を提供することで、子どもたちが「読書コミュニティ」の形成などを通じ、読書を通して他者と触れ合い、より豊かな生活を送れるようにする。

(3) 取組の方針

【各発達段階における重点方針】

それぞれの段階で適切な読書環境を提供することは、心の成長と学びの基盤を形成するために不可欠である。こうした段階的なアプローチが、子どもたちの豊かな心と知識の育成を図る一助となると考え、発達段階ごとに重点方針を定めた。

乳幼児期

早期に本に親しむ習慣がつくよう、家庭や関係機関相互の連携を深める

小学生

絵本から児童書への円滑な移行をすすめる

読書の幅を広げ、日常的に読書に親しめるようにする

中高生

多様なニーズに対応し、主体的に図書館や本を利活用して学びを広げることができるようにする

実させる。また、絵本を通じて親子で楽しめる講座や読み聞かせ会などを実施し、親子のコミュニケーションを深めるとともに、保護者に対し、子どもの読書に対する好奇心を尊重しつつ、年齢や発達段階に応じた本の選び方などについても啓発を行う。

④ 多様な子どもたちの読書機会の確保のための支援

◆電子図書館を活用して、子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しめる環境を整備する。また、家庭環境や周囲の状況により読書の機会が制限されている子どもたちを支援するため、児童養護施設や母子生活支援施設、フリースクール、放課後等デイサービス事業者等に対して、「学校等貸出図書セット」を希望に応じて貸し出す。さらに、SNS等を活用した情報発信により、子どもたちにおすすめのコンテンツを紹介し、多様な子どもたちの読書活動を支援する。

これらの施策により、家庭での読書活動を推進し、子どもたちが読書の楽しさを体験できる環境を整備する。

(4) 主要施策《アクション》

本計画では、3つの方向性を具現化するため、主に子どもの読書に関わる場所ごとに分類し発達段階ごとの重点方針に基づき、次に掲げる主な施策を実施していく。

ア 家庭における読書活動の推進

家庭での読書活動は子どもが本とはじめて出会う大切な機会である。子どもたちが読書を楽しみ、その価値を感じられるようにするための施策を推進する。

【主要施策】

① はじめての絵本事業の推進

◆新生児家庭への訪問事業の際に絵本を贈り、早い時期から読書の大切さを伝える「はじめての絵本事業」により、子どもたちが初めて本に触れる機会を提供し、幼児期の読書活動へより効果的につなげられるよう、その取組を継続する。また、プレゼントした絵本を使い、講座や交流を通じて読書を楽しむ方法を学ぶ場を設ける。

うちどく

② 家読（ファミリー読書）の推進

◆家族で同じ本を読み感想を話し合う、保護者がかつて読んだ本を子どもに勧めて、子どもが読む、読書カードを活用して読書記録をつけるなど、本を通じてコミュニケーションを図る「家読（ファミリー読書）」について、その重要性を啓発し、家庭における読書の楽しさとメリットを広める活動を展開する。また、家庭での読書環境がより充実するよう、電子図書館の利用促進に努める。

③ 親子で読書に親しむ機会の提供

◆読書の日をはじめとする親子で参加できるイベントを充

イ 学校における読書活動の推進

学校は、子どもの読書を支援し、読書の重要性を学ぶ場として大きな役割を果たしている。すべての子どもにとって身近な学校図書館の充実をはじめとし、子ども同士が読書を通して高め合えるよう、学校における読書活動を強化していく。

【主要施策】

① 学校図書館のより効果的な利活用の促進

◆学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としてより機能し、子どもにとって利用しやすい学校図書館となるよう、学校長、司書教諭、学校図書館職員などの連携強化・資質向上を図り、図書館資料及びレファレンスサービス機能を充実させ、学校図書館の体制を強化し、より効果的な利活用を促進する。

② 学校、学校図書館と市立図書館との連携強化

◆授業に活用できる図書をパッケージ化した「学校等貸出図書セット」の充実や、小学校在学中に各学校の実情に応じた市立図書館への見学の実施、学校での読書活動の取組の掲示、読み聞かせボランティアの派遣、学校図書館と市立図書館の運用面での連携の検討などを通じて、学校、学校図書館と市立図書館との連携を強化する。また、「北九州市子ども読書の日」などのイベントにおいて、学校と各市立図書館が協働で実施する企画をさらに充実させる。

③ 学校まるごと図書館の推進

◆学校まるごと図書館の推進により、子どもたちがいつでも本に親しめる環境を整え、従来の「図書室」に加え、各教室や廊下、空きスペースに読書コーナーを設け、休み時間や放課後に気軽に読書ができる場を提供する。また、本が身近にある環境を充実させ、「授業お役立ちブックリスト（小学校版）」や電子図書館を活用することで、読書を日常生活の一部とし、すべての児童生徒に平等な読書機会を確保し、子どもたちの読書活動をより身近で積極的なものにする。あわせて、これまでも取り組んできた10分間読書を推進する。

④ 読書を通じた交流の実施

◆子どもたちが読書の楽しさを分かち合うため、学校内、学校間でのビブリオバトルや、ブックトークなどを実施し、子ども同士の交流を図り、読書をきっかけとした交流を促進する。

これらの施策を通じて、学校における読書活動を活性化し、子どもたちに読書の楽しさと価値を伝えていく。学校図書館が単なる本の貸出場所に留まらず、学びを支える重要な教育拠点として機能するとともに、子どもたちにとって利用しやすく、豊かな情報アクセスの場となるよう努める。

ウ 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、誰にでも開かれた「知」の拠点として、未知の本と出会い、読書の質を高めるきっかけとなる場所である。一方で、子どもたちは学校や家庭以外にゆっくりと落ち着いて過ごせる場所を求めている。これらを実現するために、市立図書館では、次の施策により読書活動の推進を図る。

【主要施策】

① 多様な子どもたちへの読書機会の確保

◆LLブックなどのアクセシブルな書籍や電子書籍の充実、またそれらの円滑な利用を支援することで、特別な支援を要する子どもたちが安心して読書を楽しめる環境を整える。また、外国籍の子どもに向けた読み聞かせの実施など、読書のバリアフリー化とともに、異文化理解の促進を図る。

② 主体的・探究的な学びへの支援

◆多様なテーマの講座を開設し、子どもたちの学びをサポートする。また、学習室の利用を促進し、集中して学習できる環境を提供する。1人に1台端末を情報提

供のツールとして活用し、子どもたちが主体的に学びを深めるための情報にアクセスできるようにする。

③ 安心して過ごせる居場所づくりの創出

◆くつろげる空間を設置し、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供する。「読書コミュニティ」が交流できるスペースを図書館内に設け、子どもたちが他者と関わりながら読書を楽しむ環境を創出する。

④ 楽しむための各種取組の創意工夫

◆読書の日のイベントの充実や、読書の枠にとらわれない多様な分野と連携した取組の実施により、読書の楽しさを体験できる機会を提供する。また、中学生を対象とした地域クラブ（図書クラブ）を発足させ、子どもたちが主体的に読書を楽しむコミュニティを形成する。

⑤ 読書ボランティアなどの育成・支援

◆市立図書館や学校等で活動している読み聞かせボランティアなどの育成に取り組むとともに、ボランティアバンクを活用し、学校や施設等からの要請に対して、読み聞かせやおはなし会のための人材派遣を行う。

⑥ 主体的に読書活動に関わる子どもの育成・支援

◆子ども司書の養成や活躍できる場の提供、ジュニアサポーター制度の発展など、主体的に読書活動に関わる子どもを育成し、支援する。

これらの施策を通して、市立図書館が子どもたちの読書や学びの支援を行うとともに、安心して過ごせる場となるように努める。

エ 地域（子育て関連施設、市民センターなど）における読書活動の推進

地域における読書活動の推進には、家庭、学校、市立図書館のほか、幼稚園・保育所、放課後児童クラブ、市民センターなど、地域に存在する様々な施設との関わりや、コミュニティ・スクールの役割を活用することが重要である。これらの連携を強化するために、次の施策を進め、地域での読書活動を活性化する。

【主要施策】

① 幼稚園・保育所等における読書活動の支援

◆幼稚園・保育所等において、絵本の読み聞かせを通して、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れる取組を推進し、幼児期からの読書習慣の形成を支援する。

また、家庭でも引き続き読書を楽しめるよう、図書の貸出しを継続して行う。さらに、直接子どもと触れ合う保育士等に向けた研修会を開催し、幼稚園・保育所のスタッフに対する読書教育のスキル向上を図る。

② 子育て関連施設（児童館、放課後児童クラブ、子ども食堂等）、市民センター等における読書活動の支援

◆放課後児童クラブ、子ども食堂などの子育て関連施設、市民センター等子どもが集う様々な場所で、絵本の読み聞かせ、図書の貸出などを推進する。各施設での読み聞かせ活動や図書の貸出制度の推進とあわせて、市立図書館の読書ボランティアによる「おはなし会」の実施などを通じて、子どもたちが地域で読書を楽しめる環境を整える。

③ 文化施設等との相互協力

◆文学館、松本清張記念館、いのちのたび博物館、漫画ミュージアムなどの市内の文化施設、PTA協議会、学校図書館協議会などの団体と相互に連携・協力し、読書に関連した文化活動を通じて読書の魅力を伝える。

④ 地元団体・企業などとの協力

◆大学や地元団体・企業との連携を強化し、地域の特性を活かしたイベント協力を実施する。子どもが集まる様々な施設との相互協力について検討し、新たな連携先の開拓に努める。

⑤ コミュニティ・スクールと学校図書館等の連携

◆コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、保護者や地域住民による学校図書館等での読書活動について、積極的な支援を促進する。

これらの施策を通じて、市立図書館と各地域施設の連携・協力を推進し、地域全体での読書活動の充実を目指す。

VIII 教育財政

1 令和8年度 教育関係予算の概要

令和8年度北九州市一般会計予算における教育費予算の総額は、762億4,914万円で、前年度に比べ1.2%、9億4,254万円の減となっています。また、一般会計予算に占める割合は11.8%です。

教育委員会では、「北九州市こどもまんなか教育プラン」で掲げるミッションに基づき、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実にに向けた取組を推進しています。

令和8年度予算では、学力向上を最重点テーマに掲げ、新たな事業をスタートします。あわせて、酷暑から子どもたちを守るための体育館エアコン整備や子育て世帯を支える学校給食費の保護者負担軽減など喫緊の課題にも着実に対応していきます。また、教職員の指導力向上や働き方改革に取り組みます。

時代のニーズに応じた新たな学びを実現する学校づくりを進めることにより、北九州市の教育環境の充実に図ります。

主要施策

ミッション1 全てのこどもにとって「居心地の良い学校」をつくる

1 新学校電話設備更新

9,900千円

市立小学校、中学校、特別支援学校の電話設備更新を行う。更新にあたっては、教職員の負担軽減に向けた環境整備のため、自動通話録音機能付きの機器を導入する。

2 新小中一貫校整備検討事業

19,000千円

義務教育9年間を通じた教育活動を充実させる、これまでの小中一貫教育の取組をさらに推進し、新しい時代の学びを実現するため、今後の小中一貫校の整備について検討する。

3 世界とつながる！GLOBAL SCHOOL事業

22,560千円

年々増加する帰国・外国人児童生徒の学校への円滑な受け入れを図るため、日本語指導等を実施するとともに、多様性を認め合い、ともに成長する教育活動に取り組む。

4 新被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）構築事業

2,700千円

災害時に他地域からの支援チーム派遣により、学校の早期復旧や学習環境確保を支援する取組である「D-EST（Disaster Education Support Team）」のチームの立ち上げを行い、支援・受援体制の構築及び派遣職員の育成研修を実施する。

5 新学校体育館エアコン整備事業

138,000千円

学校の体育館へエアコン設置を行い、熱中症対策や教育環境改善を行うことで、安全安心で快適な学習環境を整備する。令和12年度の整備完了を目指す。

6 新学校LED更新事業

50,000千円

本市の地球温暖化対策実行計画に基づき、学校の既存照明をLED照明に更新する。令和12年度の整備完了を目指す。

7 学校エアコン設置加速化大作戦

81,000千円

特別教室（小学校の理科室及び中学校の理科室）におけるエアコン設置率100%を令和7年度から令和9年度までの3か年計画で整備する。

8 学校トイレ洋式化100%大作戦

17,400千円

小学校トイレの改修を継続するとともに、特に女子生徒が心身面で大きな変化を生じる中学校においても、全校洋式化を令和7年度から令和9年度までの3か年計画で整備する。

9 新思永中学校温水プール指定管理事業

88,778千円

思永中学校の温水プールに指定管理者制度を導入し、サービスの質の向上と効率的・効果的な施設を目指す。

ミッション2 失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる

10 新KitaQまなViva!事業

2,000千円

子どもたちが学びを「たのしむ」ことを通じて、学びに向かう力や学ぶ意欲を育てていくため、歌やダンスをはじめとした活動の充実に図る。

11 たいけん・まなび充実大作戦

76,650千円

学校が対象者や行先などを自由に選択し組み合わせるアラカルト方式により、各校の実情に応じた効果的な体験活動が行えるよう支援する。更に、近年機会が減っている野外活動について、学校を通じた、より多くの体験の機会が得られるよう支援の充実に図る。

12 新未来をひらく！わくわく学校図書館

プロジェクト事業

10,000千円

子どもたちがいつでもどこでも本を手に取りやすい環境を整える「学校まるごと図書館」の取組を推進し、学校での読書活動を推進する。

13 みらい探究プロジェクト事業

15,793千円

こどもが様々な「モノ」「コト」に触れ、体感的に学ぶことができる探究的なプログラムを提供する。従来の「集合型」での実施のほか、「アウトリーチ型」や1 dayイベント等を開催し、児童生徒の「生きる力」の育成につなげる。

14 数理の森ライブラリー事業

37,604千円

未だ男性の分野というイメージが強い理工系分野に興味を持ち、その進路を目指す女子児童生徒を増やしていくため、理工系の楽しさを感じることができる図書資料や情報を提供する等、理工系に特化した図書環境を整備する。

15 新北九州市立高等学校eスポーツ

・デジタルクリエイティブ体験会事業

900千円

市立高等学校に整備している次世代ICT環境を活用したeスポーツ・デジタルクリエイティブ体験会の実施により、多世代交流機会の創出及び同校の魅力発信を行うとともに、将来の地域社会を牽引するデジタル人材を育成する。

16 とびだせICHIKO

2,600千円

市立高等学校において、グローバル人材の育成及びアントレプレナーシップの醸成を図るため、国内外への短期留学補助による多様な体験機会を提供する。

17 新KitaQ『エンタメ図書館』大作戦

21,200千円

多様な体験型イベントや居場所づくり等を行い、図書館の役割を「静かな本の貸出施設」から「エンタメ空間」へと進化させ、読書の楽しさや価値の再認識につなげる。また、電子図書館を大人も子どもも楽しみ学べるサービスへ拡充する。

18 新中央図書館魅力アップ事業

6,000千円

北九州市立図書館基本計画の「学び、やすらぎ、つながる」という理念を体現し、来館者が気軽に立ち寄り、思い思いの時間を過ごせる空間づくりを行う。

19 図書館施設改修事業

24,024千円

中央図書館の外部エレベーターの改修工事等を行う。

20 新曾根分館空調設備改修事業

1,840千円

小倉南図書館曾根分館の空調設備の改修工事に係る設計を行う。

21 新若松図書館空調設備改修事業

4,000千円

若松図書館の空調設備の改修工事に係る設計を行う。

ミッション3 誰一人取り残さない学びと、先進的な学びを進める

22 新AI型学習アプリ導入による個別最適化学習推進事業

113,413千円

子どもたちの学力向上を図るため、市立小学校、中学校、特別支援学校のGIGA端末にAI型学習アプリを導入し、個別最適な学習の機会を提供する。

23 スー1★リケジョchallenge事業

7,000千円

中学生が数学的思考力を競い合うスー1★GP開催のほか、理工系分野に興味・関心を持つ女子児童生徒等の増加につなげるため、体験イベントの実施や女性ロールモデルとの交流機会等を提供する。

24 医療的ケア児総合支援事業

31,318千円

市内の学校に通う医療的ケア児が安心して学校生活を送れるように、通学支援や、必要に応じてインスリン注射の対応看護師を配置する等、保護者の負担軽減を図る。

25 新いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業

1,500千円

全ての児童生徒が安全で安心に過ごせる学校・学級づくりを、児童生徒自身が主体的に推進できるよう、モデル校において動画教材及び外部専門家を活用した研修等を実施し、いじめの未然防止教育を強化する。

26 ネットいじめから子どもを守る事業

1,000千円

令和7年度に策定した「ネットいじめから子どもを守る5箇条」を踏まえ、学校における取組内容や成果を共有する集合型フォーラムを開催し、ワークショップ等を通じて意識醸成を図る。

27 新心理・福祉分野における教職員向け

研修プログラム事業

1,500千円

様々な困難を抱える児童生徒への効果的な支援を行うため、教員の心理・福祉分野等の専門性向上を図り、担任・養護教諭・心理・福祉専門家の連携を強化する。

28 学びの多様化学校開校準備事業

51,685千円

「学びの多様化学校」の令和9年4月に開校に向け、教育活動や学校運営に必要な施設及び備品等の整備を行う。

29 ⑨市立高校校務支援システム整備事業

4,626千円

北九州市立高等学校の校務支援システムの更新を行う。

30 学校給食費の保護者負担軽減事業

3,212,089千円

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、給食の質を確保しつつ、子ども達が安心して給食を食べることができるよう、市立学校に在籍する児童生徒の給食費を支援する。

31 学校給食安全対策事業

164,312千円

スチームコンベクションオープンなど給食調理で使用する調理機械の更新及び修繕を行う。

ミッション4 学校の自律性と教職員の
ウェルビーイングを高める

32 ⑨通勤手当制度改正等に伴うシステム改修業務経費

87,000千円

令和7年人事委員会勧告・報告による通勤手当の支給に関する制度変更や税制改正による所得税計算方法の変更等に対応するため、教職員人事給与システム及び服務管理システムの改修を行う。

33 未来を担う教職員人材確保プロジェクト

8,178千円

教員不足の解消に向けて、教員採用に関する広報活動を強化するとともに、ペーパーティーチャー支援講座の開催や新規採用教員を対象とした奨学金返還支援制度の取組みを実施する等、教職員人材の確保に向けた取組を総合的に推進する。

34 ミモザルーム(リフレッシュルーム)整備事業

6,000千円

産前・育休復帰後の教職員や高齢教職員の増加を踏まえ、学校にミモザルーム(リフレッシュルーム)を整備することで職場環境の向上を図る。

35 ⑨教育センター改修事業

7,900千円

教育センターに「学びの多様化学校」が併設されることを見据え、建物の屋上防水等改修工事を行う。

36 教職員の「コミュAGE↑」事業

2,000千円

心理的・法的な視点を取り入れた保護者対応の教職員研修を行うことにより、保護者対応スキルの向上を図るとともに、教職員の心理的負担軽減によるウェルビーイングの向上を目指す。

ミッション5 地域とのつながりの中で、
こどもを見守り、支え育てる

37 地域クラブ参加費用助成

6,120千円

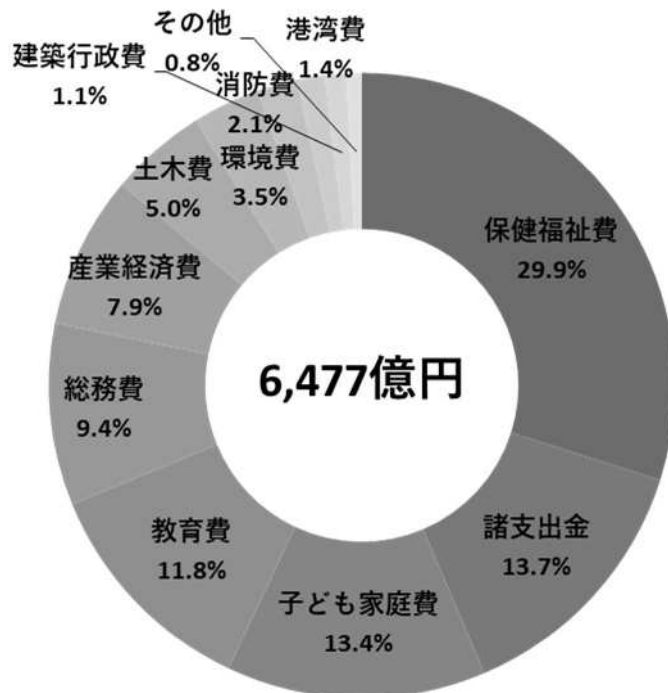
部活動の地域展開に向け、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯へ地域クラブ参加費の一部を助成する。

38 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業

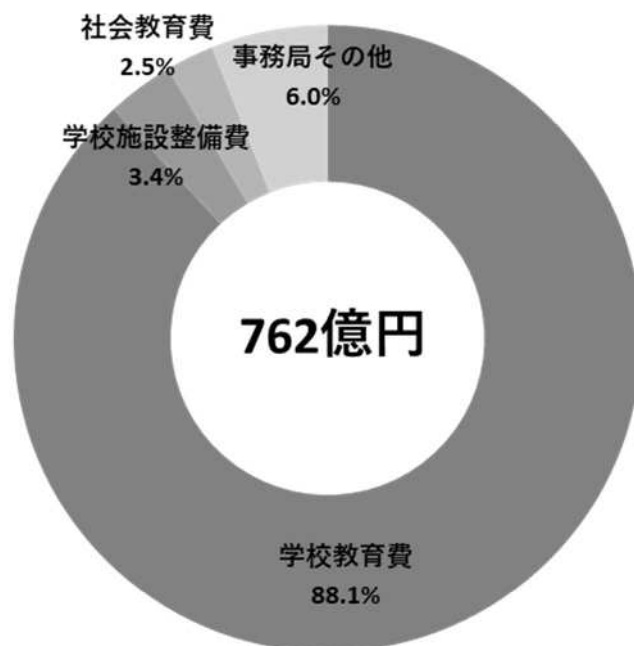
30,141千円

地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、全ての学校に学校運営協議会を設置し、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な実施に向けた取組を進める。

2 一般会計予算款別比率



3 教育関係の目的別予算



4 教育関係予算

[歳入]

(単位：千円)

款	令和8年度	令和7年度	増減
17 使用料及び手数料	111,818	112,564	▲ 746
18 国庫支出金	12,942,650	14,051,072	▲ 1,108,422
19 県支出金	2,403,828	11,647	2,392,181
20 財産収入	24,189	15,668	8,521
21 寄附金	24,700	17,700	7,000
22 繰入金	1,267,446	1,121,226	146,220
24 諸収入	391,770	432,353	▲ 40,583
25 市債	1,655,600	5,190,300	▲ 3,534,700
計	18,822,001	20,952,530	▲ 2,130,529

[歳出]

(単位：千円)

項	令和8年度	令和7年度	増減
1 教育職員費	54,576,922	51,422,604	3,154,318
2 教育総務費	982,077	1,280,468	▲ 298,391
3 小学校教育費	7,786,925	10,134,335	▲ 2,347,410
4 中学校教育費	5,810,316	7,771,280	▲ 1,960,964
13款 5 高等学校教育費	144,381	155,385	▲ 11,004
6 特別支援学校費	1,334,999	3,438,014	▲ 2,103,015
7 社会教育費	1,654,321	1,452,727	201,594
8 保健体育費	3,959,202	1,535,982	2,423,220
- 繰出金	-	886	▲ 886
計	76,249,143	77,191,681	▲ 942,538

5 投資事業一覧

(単位：千円)

項 目	事 業 費	概 要
小 学 校 整 備	1,164,782	学校施設老朽化対策事業、学校施設等改修事業、航空機騒音対策事業、消防設備整備事業など
中 学 校 整 備	1,174,373	法面改修事業、学校施設老朽化対策事業、学校施設等改修事業、学校体育館エアコン整備事業など
北九州市立高等学校整備	18,940	学校施設老朽化対策事業費など
特 別 支 援 学 校 整 備	170,094	学校施設等改修事業、不足教室等対策事業、学校体育館エアコン整備事業など

項 目	事 業 費	概 要
図 書 館 整 備	649,028	門司港地域複合公共施設整備事業、中央図書館非常用電源装置改修事業など
学校給食設備整備	93,192	学校給食安全対策事業など
学校保健機器整備	6,953	A E D本体更新事業など
その他整備	35,050	小中一貫校整備検討事業、教育センター改修事業など
合 計	3,312,412	

6 教育関係予算の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般会計	643,972,000	608,218,000	609,161,000	627,883,000	643,483,000	647,684,000
教育予算	70,185,344	70,126,697	72,321,475	75,253,329	77,191,681	76,249,143
教育職員費	52,042,778	52,039,465	49,230,642	51,301,111	51,422,604	54,576,922
職員費	52,042,778	52,039,465	49,230,642	51,301,111	51,422,604	54,576,922
教育総務費	1,422,384	1,659,087	1,382,323	1,234,645	1,280,468	982,077
教育委員会費	17,483	17,316	17,534	17,321	17,321	17,321
事務局費	250,224	214,424	248,677	178,314	298,904	285,415
奨学費	302,635	268,976	243,130	212,981	245,494	172,291
教職員人事費	739,724	854,978	766,306	725,450	620,950	403,544
教育センター費	99,294	290,703	94,442	88,274	97,799	103,506
寄宿舎費	13,024	12,690	12,234	12,305	-	-
小学校費	6,940,463	7,253,501	9,257,691	9,778,834	10,134,335	7,786,925
学校管理費	4,604,836	4,629,476	5,080,728	5,518,631	5,181,240	5,396,531
教育振興費	1,055,858	1,047,766	1,078,311	1,045,492	1,135,367	656,721
学校整備費	1,279,769	1,576,259	3,098,652	3,214,711	3,817,728	1,733,673
中学校費	4,792,030	5,284,545	5,955,856	6,429,294	7,771,280	5,810,316
学校管理費	2,609,231	2,568,104	2,710,819	2,721,106	2,973,810	3,043,703
教育振興費	1,413,510	1,567,632	1,631,355	1,435,399	1,514,539	1,198,457
学校整備費	769,289	1,148,809	1,613,682	2,272,789	3,282,931	1,568,156
高等学校費	138,121	379,889	172,445	148,428	155,385	144,381
全日制高等学校管理費	111,815	121,744	148,481	128,383	135,041	117,401
教育振興費	11,879	9,627	10,362	5,168	4,010	3,796
学校整備費	14,427	248,518	13,602	14,877	16,334	23,184
特別支援学校費	2,806,137	1,657,479	3,964,779	3,983,242	3,438,014	1,334,999
学校管理費	701,560	830,729	887,852	918,962	908,981	1,030,323
教育振興費	63,617	75,033	131,730	99,314	97,556	62,091
学校整備費	2,040,960	751,717	2,945,197	2,964,966	2,431,477	242,585
社会教育費	1,270,100	1,088,280	1,036,878	1,041,742	1,452,727	1,654,321
社会教育総務費	132,944	118,479	116,514	85,968	82,880	82,134
図書館費	1,130,875	963,837	914,592	950,451	1,365,057	1,567,832
視聴覚センター費	6,281	5,964	5,772	5,323	4,790	4,355

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健体育費	700,200	693,178	1,235,881	1,268,375	1,535,982	3,959,202
学校保健費	700,200	693,178	1,235,881	1,268,375	1,535,982	3,959,202
繰出金	-	9,883	885	1,865	886	-
繰出金	-	9,883	885	1,865	886	-
専修学校費	19,511	14,948	13,668	-	-	-
専修学校費	19,511	14,948	13,668	-	-	-
各種学校費	-	-	-	-	-	-
幼稚園費	53,620	46,442	70,427	65,793	-	-
幼稚園管理費	37,226	30,542	33,063	30,372	-	-
教育振興費	2,471	2,108	22,227	22,343	-	-
幼稚園整備費	13,923	13,792	15,137	13,078	-	-